

ペロブスカイト太陽電池案件組成支援事業業務委託仕様書（案）

この仕様書は、福島県（以下「委託者」という。）が実施する「ペロブスカイト太陽電池案件組成支援事業業務委託」（以下「本業務」という。）を受託する者（以下「受託者」という。）の業務について、円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものとする。

1 委託業務名称

ペロブスカイト太陽電池案件組成支援事業業務

2 事業目的

福島県再生可能エネルギー推進ビジョン2021において掲げている、「2040年頃を目途に、県内のエネルギー需要量の100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出す」という目標（以下「2040年再エネ100%」という。）に向けて、開発途上であるペロブスカイト太陽電池の導入手法や市場動向などについて、県内市町村等への情報共有の機会を創出する等の普及啓発活動を行い、公共施設等への先行導入につながるよう機運を醸成していくことを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月29日まで

4 委託業務内容

(1) 県内市町村等向けの勉強会の実施

国及び自治体、開発メーカーや研究機関、関連事業者等（以下、「事業者等という。」）などの説明を想定したペロブスカイト太陽電池に関する市町村等向けの情報共有の機会（勉強会、説明会）（以下、「情報共有」という。）を創出する。

- ・情報共有は、合計3回程度実施する。

※原則、各回異なるテーマとすること。

（例：開発メーカー：開発状況、今後の展開

国や自治体：国や自治体の動き、設置事例紹介）

- ・情報共有の内容は、委託者と受託者の協議の上で決定する。
- ・情報共有の相手方は、主に市町村や県内発電事業者を想定。また、説明は事業者等から情報を収集したうえで、受託者が単独で行うことも可能。
- ・本業務の実施に係る事業者等、報道機関等の関係者への対応や調整については、原則、受託者が対応する。

(2) 県内市町村等への意識調査の実施

県内市町村の導入に向けた意向を確認するためのアンケート調査等を実施する。

- ・県内59市町村に対して、ペロブスカイト太陽電池の導入に向けた意識調査としてアンケートを実施する。

- ・令和7年度に委託者が委託したペロブスカイト太陽電池事業化可能性調査事業における調査地（33箇所）について、その後の検討状況等をヒアリングする。

- ・アンケート調査と33箇所のヒアリングを通じて、導入に向けた状況等を取りまとめる。

（例：各自治体の検討状況まとめ、全体的な傾向分析 等）

- ・本業務の実施に係る県内市町村への対応や調整については、原則、受託者が対応する。

(3) 令和6年度に委託者が設置したペロブスカイト太陽電池に係る現地説明の実施

Jヴィレッジ、あづま総合運動公園、福島県立博物館の3箇所に設置済のペロブスカイト太陽電池を活かしながら、現地説明を実施し、機運醸成につなげる。

- ・現地説明は、3箇所でそれぞれ2回程度（合計6回程度）を想定。

（※3箇所において、原則1回以上は実施すること）

- ・現地説明は、主に市町村や県内発電事業者を想定。

- ・相手方の選定に係る調整手法は問わない。

（例：直接の相談、受託者からの営業、県からの紹介 等）

- ・説明の手法は、原則現地における説明とし、オンラインを活用した形式は認められない。

- ・説明した相手方に、終了後にアンケートを実施し、今後の導入等に向けた意向を確認する。

(4) 国内外におけるペロブスカイト太陽電池の開発状況等の調査

国際市況等の分析の参考とするため、国内外におけるペロブスカイト太陽電池の開発状況や市場動向を調べる。

(5) 調査を踏まえた報告書の作成

(1)～(4)の状況を踏まえ、報告書に取りまとめる。

- ・取りまとめる中で、県内で事業検討を進めている事例を分析し、導入可能性のある案件として取りまとめる。

- ・案件の定義は、令和9年4月1日から令和12年3月31日までに導入の可能性が考えられるものと、それ以降に可能性が考えられるもので分析する。

(6) その他

ア 上記(1)～(5)に関わらず、目的達成のために必要な業務については、協議の上、契約額の範囲内で実施すること。

イ 業務の実施にあたっては、関係法令等を十分に確認し、遵守すること。

5 業務体制・著作権

(1) 業務体制

受託者は以下の内容を踏まえた体制で本業務に臨むこと。

ア 本業務に関わる責任者及び担当者については、事業開始前に書面にて報告すること。また、本業務の趣旨・内容を十分に理解し、かつ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。

イ スケジュール管理を徹底するため、委託者との打ち合わせを密に実施すること。

(2) 著作権

ア 4において、他者の著作権その他の権利が及ぶものの使用は可能な限り避けること。なお、これらを使用する際には、受託者において、権利者から事前に二次使用を含めた仕様の許諾及び事後において権利の主張を行わない旨の許諾を得るものとする。

イ 本業務により製作される成果物の著作権は委託者に属する。

6 経費負担

本業務の実施に係る一切の経費は、本業務委託料で対応すること（施設利用料を含む）。

ただし、受託者の責めに帰す理由で発生したキャンセル料や遅延損害金等は本業務委託料の対象としない。

7 提出書類

受託者は、次の書類を委託者の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 委託業務着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 主任担当者通知書
- (4) 委託業務完了届
- (5) 個人情報取扱報告書
- (6) その他、県が必要と求めるもの

※ (1)～(5)は、「ペロブスカイト太陽電池案件組成支援事業業務委託契約書」において定める様式を使用すること。

8 成果品

受託者は、委託業務を完了したときは、速やかに成果品として実績報告書（任意様式）の印刷物1部（A4版）及び電子媒体一式を委託者に提出しなければならない。

なお、実績報告書には次の内容を盛り込むこと。

- (1) 4の実施による実施状況報告、分析結果
- (2) その他委託者が必要と認めるもの

9 契約に関する条件等

(1) 機密保持

受託者は、本契約中に知り得た情報を他に漏洩してはならない。

(2) 再委託について

ア 受託者は、本契約の全部又は一部を予め県の承認を得ることなく第三者に委託してはならない。

イ 再委託を承諾された場合であっても、受託者が負担する義務と同等の義務を当該再委託先に負わせるものとする。

10 受託者の責務

(1) 本業務に関するトラブル等に関しては、受託者が責任を持って対応すること。

(2) 受託者は、個人情報の保護や労働基準法、労働関係調整法、労働契約法等の諸法令を遵守すること。

(3) 本事業を通して知り得た個人情報については、他に漏洩してはならない。

(4) 個人情報については、他の目的で使用する事及び売買することを禁止する。

(5) 上記(3)及び(4)については、本事業の委託契約が終了した後も同様とする。

なお、個人情報が記載された資料については、事業完了後、委託者に返還すること。

(6) 委託業者に関連する書類・領収書等は、委託事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。

11 その他

仕様に定めのない事項、疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。